

広島県告示千百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和二年十一月十九日までの間、縦覧に供する。

令和二年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中筒賀下線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山県郡安芸太田町大字中筒賀字田之尻三五四番 三地先から 山県郡安芸太田町大字中筒賀字田之尻三六五番 四地先まで		新	四・六〇〇 ・四〇	一〇〇・〇〇	拡幅
		旧	四・〇〇〇 ・三〇	一〇〇・〇〇	